



意匠登録証

(CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

登録第1499742号
(REGISTRATION NUMBER)

意匠に係る物品
(ARTICLE TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

食品スライサー

意匠権者
(OWNER OF THE DESIGN RIGHT)

イタリア国クレモナ、ソンチーノ、ヴィア、ク
アトロ、ノベンブレ、23
国籍 イタリア共和国
イデア、ソシエタ、ア、レスポンサビ
リタ、リミタータ

意匠の創作を
した者
(CREATOR OF THE DESIGN)

ダリオ、グアリーニ

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

意願2013-025636

出願日
(FILING DATE)

平成25年11月 1日(November 1, 2013)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成26年 5月 9日(May 9, 2014)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成26年 5月 9日(May 9, 2014)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

羽藤秀雄



登録証送付先

住所

〒1000-0005

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本

生命丸の内ビル 協和特許法律事務所

氏名

勝沼 宏仁

様

意匠権設定登録通知書

登録番号 第1499742号

登録日 平成26年 5月 9日

出願番号 意願2013-025636

出願日 平成25年11月 1日

納付年分 第 3年分まで

受領金額 25,500円

受領日 平成26年 4月30日

重要

意匠登録料の納付について

意匠登録料納付期限日

・意匠権を維持するには、存続期間の満了までの各年について所定の登録料の納付が必要です。

なお、**第2年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理は自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の意匠登録料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありませんので、特許庁ホームページを参照してください。）

・第2年以降の各年分の登録料は、登録日の翌日を起算日として、納付済みの満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば登録料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その意匠権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・意匠登録料納付書の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

納付年分	納付期限日
第4年分	平成29年 5月 9日
第5年分	平成30年 5月 9日
第6年分	平成31年 5月 9日
第7年分	平成32年 5月 9日
第8年分	平成33年 5月 9日
第9年分	平成34年 5月 9日
第10年分	平成35年 5月 9日
第11年分	平成36年 5月 9日
第12年分	平成37年 5月 9日
第13年分	平成38年 5月 9日
第14年分	平成39年 5月 9日
第15年分	平成40年 5月 9日
第16年分	平成41年 5月 9日
第17年分	平成42年 5月 9日
第18年分	平成43年 5月 9日
第19年分	平成44年 5月 9日
第20年分	平成45年 5月 9日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
電話 03 (3581) 1101
意匠担当 内線 2710又は2711